

当健康保険組合の令和7年度事業計画と予算が、2月17日に開催された組合会において可決・承認されました。みなさんと事業所（会社）から納めていただく保険料、および当健保の保健事業の説明を交えながら、予算の概要についてお知らせいたします。

健康保険料率と介護保険料率を上げます

令和7年度は、健康保険料率および介護保険料率を下表のとおり0.1%ずつ引き上げさせていただきます。新たな保険料率は令和7年3月分の保険料から適用されます。みなさんにはご負担をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

●健康保険料率

●介護保険料率（40～64歳）

健康保険料率 **8.5%** (+0.1ポイント)

介護保険料率 **1.9%** (+0.1ポイント)

	令和6年度	引き上げ幅	令和7年度
事業主	4.2%	(+0.05%)	4.25%
被保険者	4.2%	(+0.05%)	4.25%
合計	8.4%	(+0.1%)	8.5%

	令和6年度	引き上げ幅	令和7年度
事業主	0.9%	(+0.05%)	0.95%
被保険者	0.9%	(+0.05%)	0.95%
合計	1.8%	(+0.1%)	1.9%

(参考) 毎月の給与から天引きされる保険料額(標準報酬月額38万円の場合)

40歳未満: 16,150円(前年度比+190円) 40～64歳: 19,760円(前年度比+380円)

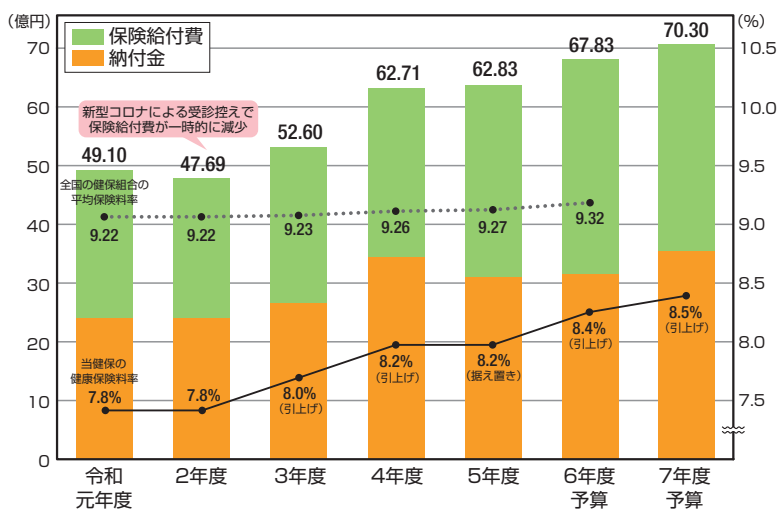
健保財政と保険料率の見直しについて

健保組合は、みなさんと事業主に納めていただく保険料を財源に運営されており、本来は単年度の保険料収入でその年度の支出を賄うことが原則となります。しかし、少子高齢化や医療の高度化等を背景に、健保組合の二大支出である医療費（保険給付費）や高齢者医療制度への納付金が急激に増加し、単年度での収支均衡が難しい状況が続いています（右図参照）。

当健保では、みなさんの負担が急激に増加することを避けるため、内部留保である別途積立金を活用しております。しかし、支出の増加が想定を上回るペースで続いており、別途積立金が年々減少している状況です。そこで、安定的な財政基盤を維持し、急激な負担増を抑えるために、令和6年度から段階的な保険料率の引き上げを実施しています。

また、介護保険につきましては、市区町村によって運営されている高齢者の介護をサポートする制度です。健保組合では、その財源となる介護保険料を国に代わって徴収し国に納めています。令和7年度は、国から当健保に割り当てられる介護納付金を賄うために、介護保険料率の引き上げが必要となりました。介護納付金は今後も増加傾向が続くことは確実視されていますので、状況に応じて保険料率を見直していく方針です。

■2大支出と保険料率の推移



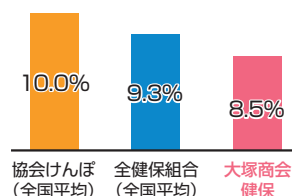
▶当健保の財政状況

当健保の保険料率8.5%は、全国の健保平均や、健保組合が設立されていない中小企業が加入する全国健康保険協会の保険料率と比較しても、依然として低い水準にあります。

しかし、令和7年度は保険料率を引き上げてもなお6.6億円の経常赤字が見込まれており、今後も医療費や納付金の増加は避けられない状況です。そのため、健全な財政基盤を維持するために、今後も段階的な保険料率の引き上げを検討してまいります。

▶令和7年度予算の概要はP2をご覧ください

■健康保険料率の比較



令和7年度予算の概要

一般勘定

収入

(単位：千円)

(単位：円)

科目	予算額	被保険者1人当たり額
健康保険収入	7,375,604	689,889
調整保険料収入	117,518	10,992
繰越金	250,000	23,384
繰入金	510,000	47,704
国庫補助金収入	3,308	309
特定健康診査等事業収入	23,764	2,223
出産育児交付金	2,163	202
財政調整事業交付金	27,230	2,547
雑収入	16,541	1,547
合計	8,326,128	778,798
経常収入合計	7,431,373	695,106
経常収支	▲664,576	▲62,162

予算基礎数値

被保険者数 10,691人

平均標準報酬月額

475,770円

健康保険料率

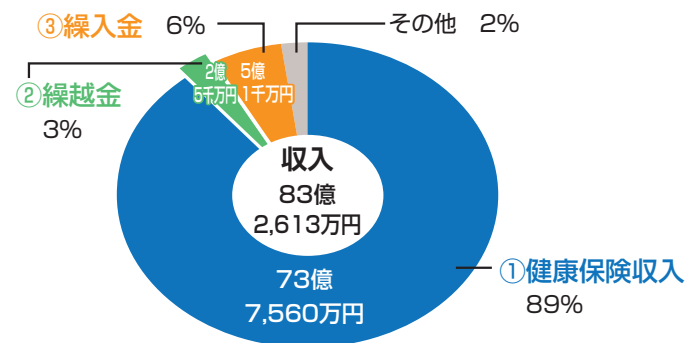
8.5%

支出

(単位：千円)

(単位：円)

科目	予算額	被保険者1人当たり額
事務費	192,350	17,992
保険給付費	3,502,489	327,611
納付金	3,528,430	330,037
保健事業費	855,061	79,980
還付金	2,300	215
営繕費	19,000	1,777
財政調整事業拠出金	117,518	10,992
連合会費	2,618	245
積立金	10,000	935
雑支出	3,101	290
予備費	93,261	8,723
合計	8,326,128	778,798
経常支出合計	8,095,949	757,268



①健康保険収入

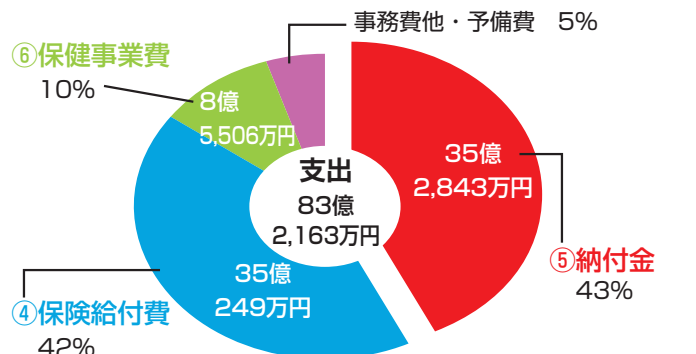
組合員と会社から納めていただく保険料で支出を賄うのが本来です。

③繰入金

別途積立金等からの繰り入れです。

②繰越金

昨年度の決算残金からの繰り越しです。



④保険給付費

病気やけがをしたときの医療費・手当金として使われます。

⑤納付金

高齢者医療制度への拠出金となります。多くの健保組合が赤字となっている要因です。

⑥保健事業費

健診・保健指導、各種補助制度、保養所利用補助金等、健康づくりに使われます。

介護勘定

収入

(単位：千円)

(単位：円)

科目	予算額	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額
介護保険収入	1,107,111	181,375
繰入金	20,000	3,277
雑収入	3	-
合計	1,127,114	184,652

支出

(単位：千円)

(単位：円)

科目	予算額	介護保険第2号被保険者たる被保険者等1人当たり額
介護納付金	1,119,842	183,460
介護保険料還付金	600	98
予備費	6,672	1,093
合計	1,127,114	184,652



健康保険証の発行終了と 「マイナ保険証」への移行について

※マイナ保険証…保険証利用登録をしたマイナナンバーカードのこと。

令和6年12月2日以降、健康保険証の発行が廃止され、マイナ保険証が基本となる仕組みへと移行しました。
マイナ保険証をお持ちでない方は、早めにご準備をお願いいたします。

受診方法		令和6年	令和7年											令和8年										
		12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	...	
		制度改正日 (令和6年12月2日)											経過措置期間終了 (令和7年12月1日)											
マイナ保険証																								
医療機関等で オンライン資格 確認が利用 できない場合	マイナポータル +マイナ保険証																							
	資格情報のお知らせ +マイナ保険証																							
やむを得ずマイナ保険証が利用できない方		経過措置期間											健康保険証の経過措置期間終了時点で、マイナ保険証を利用できない状況にある方に交付 (令和7年12月1日までに職権交付)											
従来の健康保険証をお持ちの方 → 健康保険証		経過措置期間終了後 保険証の使用不可																						
資格確認書（有効期限あり） ※原則3年ごとに更新		令和6年12月2日以降に加入する方で、マイナ保険証を利用できない理由がある場合に交付																						

マイナ保険証をお持ちでない方へ

令和6年12月1日までに当健保に加入し、健康保険証をお持ちの方

令和6年12月1日以前に発行された健康保険証は、
令和7年12月1日までご利用いただけます。
その後はマイナ保険証に移行していただく必要があります。

新たに当健保に加入される方

資格取得時に希望された方へは、「資格確認書」を交付します。
今後はマイナ保険証での受診が基本となりますので、お早めにマイナ保険証への切り替えをお願いします。

当健保のマイナ保険証
登録率は66.4%
(令和7年3月時点)です。
急な病気やケガに備え、
早めに登録をお願いします

保険証利用の
登録は**ここ**で
できます



医療機関窓口のカードリーダー

受診時に
簡単に
できます!

スマホで
簡単!

マイナポータル



セブン銀行ATM

マイナナンバーカードを
お持ちでない方はこちら

マイナバー
カード
総合サイト



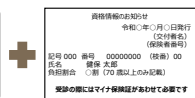
「資格情報のお知らせ」は 大切に保管してください

保険証の廃止後も安心して保険診療を受けていただけるよう、すべての加入者に対し「資格情報のお知らせ」を交付しました。

こんなとき使います

医療機関の受診に

マイナ保険証を利用できない医療機関への受診に、マイナンバーカードとセットで提示すると保険診療が受けられます。



健保組合への 給付金等の申請に

各種給付金を申請するときに必要な健康保険の「記号・番号」が確認できます。

資格情報のお知らせ
令和○年○月○日発行
(交付者名)
(保険者番号)

記号 000 番号 00000000 (校番) 00
氏名 健保 太郎
負担割合 ○割 (70歳以上のみ記載)

マイナンバー
カードと一緒に
携帯できます



SAMPLE

資格情報のお知らせ (交付者名) (保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (校番) 00
氏名	健保 太郎		
フリガナ	ケンポ タロウ		
負担割合 (70歳以上のみ記載)	○割		
適用開始年月日	平成○年○月○日		
交付年月日	令和○年○月○日		

※ 70歳以上の場合は、負担割合のほか、有給期間、免状期間も記載。〔下欄の〇印の箇所も同様〕
スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら

マイナ保険証の読み取りができない医療機関等においては、スマートフォン上の資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。〔スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます。〕

※様式が異なる場合があります。

マイナポータルをご活用ください



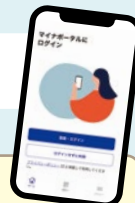
▲医療保険の資格情報 (PDF)

スマートフォンのアプリ「マイナポータル」から、資格情報 (PDF) をダウンロードできます。この PDF 画面をマイナンバーカードと一緒に提示すると「資格情報のお知らせ」がなくても、保険診療を受けることができます。

操作方法 マイナポータル (ログイン)
▶ 健康保険証 ▶ 端末に保存

マイナポータルとは

健康医療や子育て、介護、税金などの各種行政手続きがワンストップで行える政府が運営するオンラインサービス。ご自身の薬の情報や特定健診結果を確認することもできます。



電子証明書の有効期限にご注意ください

マイナンバーカードには、**2つの有効期限**があります

- ☑ カード本体の有効期限…10年 (18歳未満は5年)
- ☑ 電子証明書の有効期限…5年

いずれの有効期限も、2～3カ月前になると住民票のある市区町村から「通知書」が届きます。カードの有効期限内であっても、電子証明書の有効期限経過後、3カ月後の末日には証明書が無効となり保険証として利用できなくなります。通知書が届いたら、必ず市区町村の窓口等で更新手続きを行ってください。